

しながわ

平成22年(2010)
6/25
1756号

**選挙
特集号**

☎140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

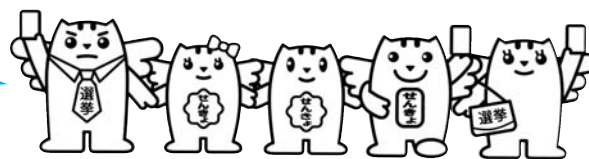
区役所は耐震改修工事のため駐車スペースに限りがあります。車でご来庁の際はお待ちいただくことがありますので、ご了承ください。



平成21年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
品川区選挙管理委員会委員長賞 宇佐美奈緒さん(日野学園)

7月11日(日)は 参議院議員選挙の 投票日です

投票時間は
午前7時～
午後8時



参議院議員の任期は6年ですが、3年ごとに半数ずつ改選されます。今回は、平成16年に選出された参議院議員が任期満了となり、その選挙が7月11日(日)に行われます。

参議院議員選挙では、「東京都選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」の投票を行います。

問い合わせ/品川区選挙管理委員会事務局 ☎5742-6845

品川区で投票できる方

平成2年7月12日以前に生まれ、平成22年3月23日までに品川区に転入の届け出をし、引き続き区内に住んでいる方です。

3月24日以後に転入の届け出をした方などは、下表をご覧ください。

今回の選挙で投票できる方・できない方

			投票できます	
			今の住所の投票所で	前の住所の投票所で
選挙人名簿に登録があり、住所に変更がない方			○	
区内で転居した方	選挙人名簿に登録がある方	6月11日以前に転居届をした方	○	
		6月12日以後に転居届をした方		○
品川区に転入した方	3月23日以前に転入届をした方		○	
	3月24日以後に転入届をした方 (前住所地の選挙人名簿に登録がある場合)	前住所地を2月24日以前に転出した方	投票できません	
		前住所地を2月25日～3月10日に転出した方		期日前投票ができる場合があります*1
		前住所地を3月11日以後に転出した方		○
品川区から転出した方	3月23日以前に転出先に転入届をした方		○	
	3月24日以後に転出先に転入届をした方 (品川区の選挙人名簿に登録がある場合)	品川区を2月24日以前に転出した方	投票できません	
		品川区を2月25日～3月10日に転出した方		期日前投票ができる場合があります*2
		品川区を3月11日以後に転出した方		○
平成2年7月13日以後に生まれた方			投票できません	

* 「転出」した日は、転出の届け出をした日ではなく、実際に異動した日です。

*1 投票できる期間が限られますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

*2 投票できる期間が限られますので、品川区選挙管理委員会へお問い合わせください。

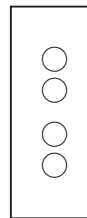
投票の方法 (投票用紙の記載例)

投票用紙は、東京都選出議員選挙を先に交付し、その投票が終わった後、比例代表選出議員選挙を交付します。

それぞれの投票用紙の記入方法は次のとおりです。

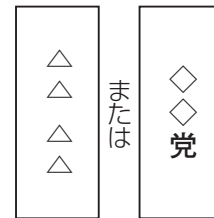
東京都選出議員選挙

投票用紙は薄い黄色
候補者1人の氏名を記入します。



比例代表選出議員選挙

投票用紙は白色
「候補者1人の氏名」または「政党その他の政治団体の名称(略称可)」を記入します。



期日前投票

選挙人名簿に登録があり、投票日当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで、投票所へ行くことができないと見込まれる方は、事前に期日前投票所で投票ができます。投票の際には、ご自分の入場整理券をお持ちください。

場 所	期 間	時 間
261会議室 (区役所第二庁舎6階)	6月25日(金)～7月10日(土)	午前8時30分～ 午後8時
地域センター *3	7月4日(日)～10日(土)	

*3 地域センターの窓口では、平日の午後5時以降と土・日曜日は期日前投票の受け付けのみを行います。住民票の写しの発行などの通常業務は行いませんのでご注意ください。

代理投票・点字投票

体が不自由などのため、字を書くことができない方は、「代理投票」の方法で投票ができます。代理投票は、申し出により投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

また、目が不自由な方は、点字で投票できます。投票所には、点字器を用意しています。

在外選挙

国外にお住まいで、在外選挙人名簿に登録されている方は、「在外公館投票（大使館などでの投票）」または「郵便などによる投票」により、投票ができます。

また、一時帰国している場合は、在外選挙人証を提示して、投票日当日は荏原第三中学校（二葉1-3-40）で、期日前投票は区役所で投票できます。詳しくはお問い合わせください。

不在者投票

●滞在先でする不在者投票

投票日に出張や旅行などで品川区外に滞在し、投票所に行くことができないと見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。あらかじめ、「不在者投票宣誓書（兼請求書）」で品川区選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の郵送に時間がかかりますので、請求は早めをお願いします。

●指定病院などでする不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院（所）中の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは病院、老人ホームにお問い合わせください。

●郵便などによる不在者投票

郵便などによる不在者投票ができる方

表1にあてはまる方は、郵便や信書便などで投票ができます（投票用紙は必ず本人が記入します）。投票にはあらかじめ選挙管理委員会に申請・登録が必要です。

【表1】 表1にあてはまり、投票用紙に自書できる方に限られます

	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓*機能の障害	1～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓*の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

*4月1日から肝臓の障害も対象になりました

代理記載が認められる方

表1、表2ともにあてはまる方が認められます。あらかじめ選挙管理委員会に届け出た「代理記載人」（選挙権を有する方）1人に代筆させることができます。

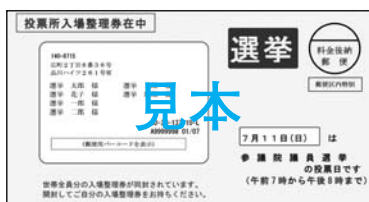
【表2】 表1、表2ともにあてはまる方に限られます

	障害名	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	特別項症～第2項症

投票所入場整理券

世帯ごとに封書で送付します。

封筒には1人1枚ずつ世帯全員分の入場整理券が同封されています。投票の際には、入場整理券に記載されている投票所へ、自分の名前が記載されている入場整理券をお持ちください。万一、入場整理券を紛失しても投票できますので、投票所の相談係にお申し出ください



<封筒>



<入場整理券>

選挙公報

東京都選出議員選挙の候補者氏名、経歴、政見などと、比例代表選出議員選挙で名簿を届け出た政党・政治団体の政策などを掲載した選挙公報を発行します。

各家庭には、7月9日(金)までにお配りします。届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

投票場所の変更

○第三日野小学校（第10投票所）

新校舎完成のため、今回から新校舎内の体育館が投票所となります。投票所への出入口は、南側校舎（池田山公園側）の入り口1カ所となります。

○第一日野小学校（第11投票所）

新しい校舎（西五反田6-5-32）へ移転したため、今回から新校舎の体育館が投票所となります。投票所へは、五反田文化センター側の出入口から入場します。



○荏原第六中学校（第26投票所）

校舎の耐震工事のため、校舎昇降口が投票所となります。投票所への出入口は、北側通用門1カ所のみとなります。

○荏原特別養護老人ホーム（第27投票所）

平塚小学校（旧投票所）の改築工事を予定しているため、投票所を荏原特別養護老人ホーム（荏原2-9-6）へ変更します。



○八潮児童センター（第43投票所）

旧八潮南小学校の改築工事のため、投票所を八潮児童センター（八潮5-10-27）へ変更します。



参議院議員選挙の情報をお知らせします

●品川区ホームページ

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

●投票率・開票速報は携帯電話でもご覧になれます

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/mbi/>



●ケーブルテレビ品川（アナログ5チャンネル、デジタル111チャンネル）

「区民チャンネル」では、7月11日(日)午後8時30分から開票状況などを中継します。

問い合わせ/ケーブルテレビ品川 ☎3788-4035

●品川区テレホンガイド「知ッテル区ん」 ☎3777-7500

内容	コード番号	案内日	投票率速報はおおむね1時間、開票速報はおおむね30分ごとに新しい情報になります（東京都選出議員選挙のみ）。
期日前投票	8330	7月10日(土)まで	
投票率速報	8440	7月11日(日)から	
開票速報	8550		

問い合わせ/品川区選挙管理委員会事務局 ☎5742-6845